四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社富久山自動車教習所
2　主たる事務所の所在地
福島県郡山市富久山町福原字町裏三十八番一
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百二十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年三月二十六日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
株式会社備南自動車学校
2　主たる事務所の所在地
広島県福山市南今津町百五十三番地
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項及び第二十四条第一項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社備南自動車学校
2　主たる事務所の所在地
広島県福山市南今津町百五十三番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社備南自動車学校
2　主たる事務所の所在地
広島県福山市南今津町百五十三番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社備南自動車学校
2　主たる事務所の所在地
広島県福山市南今津町百五十三番地
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百二十五号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一の1（一般会計）の表の目の欄中「地域住宅交付金」の次に「防災・安全社会資本整備交付金（港湾関係の事業を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第四百二十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　3
(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本造園建設業協会
(三)　変更年月日　平成二十四年四月一日
(一)　登録番号　9
(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本機械土工協会
(三)　変更年月日　平成二十四年八月一日
(一)　登録番号　16
(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称
社団法人日本鳶工業連合会
(三)　変更後の代表者の氏名　永井　克弘
(四)　変更年月日　平成二十五年二月六日

○国土交通省告示第四百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1201	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）札幌北７東１計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	札幌市東区北六条東八丁目１番10号	平成25年3月29日
1202	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）札幌北７東１計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－５　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	札幌市東区北六条東八丁目１番10号	平成25年3月29日

○国土交通省告示第四百二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第十九条の三十第三項において準用する第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録した件
登録年月日　平成二十五年三月二十七日
二　登録番号　3
三　登録船級協会の名称　Det Norske Veritas AS
四　住所　Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway
五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
東日本支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
中日本支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
西日本支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階
東アジア承認センター	36-7, Namchon1-Dong, Suyong-Gu, Pusan, Korea
上海承認センター	House No.9, 1591 Hong Qiao Road, Hong Qiao State Guest Hotel Shanghai 200336, People's Republic of China